

名古屋市中央卸売市場北部市場

卸売業者 セントライ青果株式会社 取引条件について

区 分	内 容
営業日及び営業時間	営業日：市場開場日とする 営業時間：6時より15時まで（営業部門）
取扱品目	野菜、果実及びこれらの加工品（つけ物は除く）
生鮮食料品等の引渡の方法	（受託販売） 委託者→卸売業者→買受人 市場内の卸売場で引渡を行う。直送の場合には個別に協議の上決定 （買付販売） 個別に協議の上決定
委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額	（受託販売） 委託手数料 100分の8.5以内 通信費、運送料、売買仕切金送料、保管料、調整費、その他会社が立て替えた費用は委託者が負担 （買付販売） 個別に協議の上決定
生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法	（受託販売） 業務条例第15条第5号に基づき行うこととします。 委託者との特約がある場合はそれに準じます （買付販売） 個別に協議の上決定
売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）	・出荷奨励金（当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため出荷者に対して交付する奨励金） 取扱品目、及び取扱金額により交付基準を設定する。 交付基準の上限は販売金額の17/1,000とする ・完納奨励金（卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者等に対して交付する奨励金） 担保、保証の有無及び決済条件により交付基準を設定する。 交付基準の上限は販売金額の10/1,000とする

※上記には通常取引の主な取引条件を記載しています。

実際に当社と取引する際には、必ず下記連絡先までお問い合わせください。

（連絡先：電話番号 052-903-5021）